

# 学校のきまりの運用・見直しについて（様式3）

## ①校則とは

校則とは、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達の段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものである。

校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるもの。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校教育に照らして定められる校則は教育的意義を有するものである。

校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要である。

## ②校則の運用

校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要である。校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、児童生徒がそれぞれの決まりの意義を理解し、主敵的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが大切である。

## ③校則の見直しの手順

校則検討委員会を設置し、毎年度、以下のような日程で見直しを図る。

### ■学期ごとの動向

#### 1 学期

- ◎ 生徒・保護者へ向けアンケートの実施 … 見直しを要する校則有無を聞き取り
- ◎ アンケート結果に基づき、生徒代表者会（生徒会＋代議員）で議題を整理
- ◎ 生徒代表者会から校則検討委員会へ議題を提出

#### 2 学期

- ◎ 校則検討委員会から生徒代表者会へ質問書を提出
- ◎ 両者の話し合いの場を設ける（質疑応答）

#### 3 学期

- ◎ 2 学期の議論をふまえ、校則検討委員会が校則の改定案を学校長へ提出
- ◎ 承認された場合、改定した校則を全校生徒へ提示 → 次年度 試行運用

### ■校則検討委員会

構成員は次の通りとする。

生徒会主任（主幹担当）、生徒指導主事、教務主任、進路指導主事、総務主任

### ■職員会議

全職員を対象とする。

# ■校則改定のチャート

